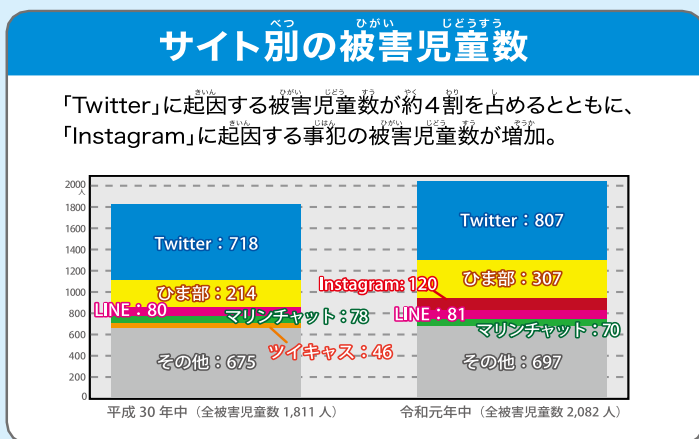
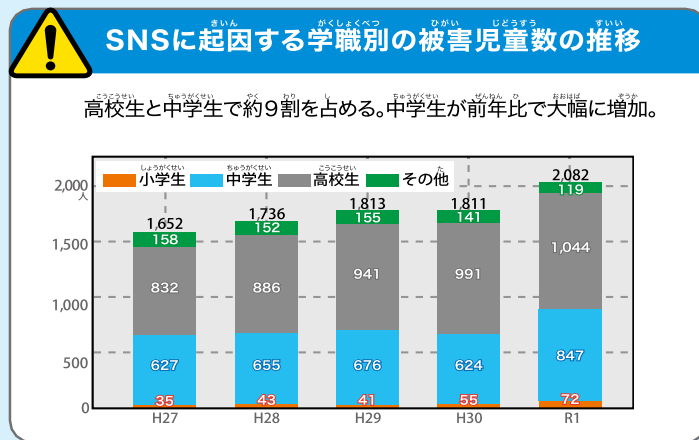
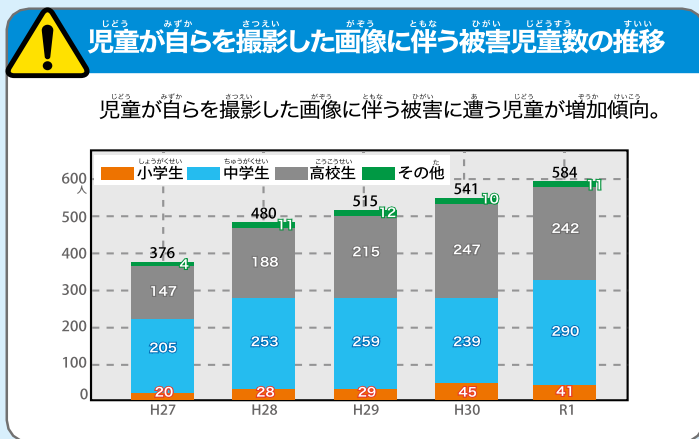




必ずフィルタリングを！

被害児童の約9割がフィルタリングを利用していませんでした。青少年インターネット環境整備法では販売店等に対し、青少年が携帯電話を使用する際の年齢確認やフィルタリングの説明を義務付けています。保護者は説明をしっかりと聞き、年齢や利用状況に応じたフィルタリングを設定しましょう。

親子で見てもらいたいサイトの紹介

- 文部科学省のYoutube公式サイト
各種啓発リーフレットや動画の紹介
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
- 警察庁Webサイト子供の性被害対策
「情報化社会の新たな問題を考えるための教材(18教材)」の紹介
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u-Mx-BCn13GywDI>

家庭でのルール作りを！

日頃から子供の能力・発達に見合ったネットの使い方を家庭で考えてみましょう。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように家庭でのルール作りの例などを紹介しています。

- 内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyoku/internet_use/index.html

▼相談は少年サポートセンターまたはお近くの警察署まで▼

警察では、子どもや保護者から、インターネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話やメールにより受け付けています。警察本部少年サポートセンターまたはお近くの警察署の少年担当課まで相談してください。また、少年サポートセンター分室「ひめさぼ」もあります。

■愛媛県警察の少年相談窓口について

愛媛県警ホームページ (スマートフォン版) 相談窓口 警察本部(少年サポートセンター)各署の番号へ

【「ひめさぼ」開設時間・場所】
月～金曜日、第1・3土曜日 9:00～17:00まで
松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

守りたい大切な自分 大切な誰か

～ネットの落とし穴に踏み込まないで～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。実際にあった例を2つ紹介します。

ケースその1 信用している彼氏や友達に、写真を送っただけなのに…

1 彼氏から変なお願いがきて…
ハダカの写真撮って送ってよ！
え!?

2 断りきれずに送ってしまった
オレのこと好きなら送ってよ！
絶対誰にも見せないし
ホントに誰にも見せないでね？

3 **なんと彼氏がその写真をクラスの男子たちに転送！さらにネットで拡散された！**

彼氏・彼女や友達などの信用する相手であっても、絶対に裸の画像を送ってはいけません。一度ネット上に流出した画像は全てを回収・削除することはできません。また、友達などに裸の写真を送信させたり、裸の写真を他の人に転送することは『犯罪』です。

ケースその2 SNSに「家出したい」と書き込んだら、優しいお兄さんが…

1 SNSに「家出したい」と書き込み
お母とケンカした！家にいたくない！マジで家出したいよ～!!

2 優しいお兄さんが返事をくれた
そんな家からは出ちゃったほうがいいよ！
ボクの家に遊びにおいで！

3 **会いに行ったら遠い場所まで車で連れていかれ、そのまま閉じ込められた！**

SNSを使う子供たちが、事件にまきこまれる事が増えています。犯罪者は、優しい言葉をかけてきたり良い人のふりをして、子供たちに近づきます。「二人で遊ぼう」「泊めてあげる」などの言葉で子供が外に誘い出され、いたづらをされたり誘拐される事件がおきています。

愛媛県警察本部人身安全対策・少年課

非行事例

不正アクセスなど 子供による犯罪も発生!!

CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年(18歳)は、1年以上にわたりSNSに男子高校生(18歳)を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺したことで、逮捕された。

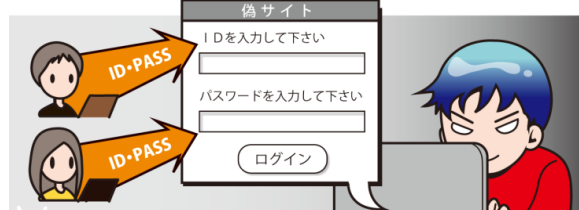


STOP! たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることもあります。

刑法：名誉毀損
(3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金)

CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生(16歳)は、国際的ハッカー集団に憧れてSNSサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、このサイトを閲覧した人のIDやパスワードを不正に取得し、逮捕された。



STOP! 他人のIDやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE3 いたずらしようと思って

少年ら(14~19歳)は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。



STOP! コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

刑法：不正指令電磁的記録取得
(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

CASE4 子供が誘うのも犯罪です

男子高校生(15歳)は、出会い系サイトに「高校生です。Hなことしてくれる女友達募集中です。」などと書き込んだ。



STOP! 出会い系サイトに児童との性交等の相手方となるよう誘うような書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反
(100万円以下の罰金)

自分の裸の写真を撮って送信させられる 被害が近年増加!

SNSなどで知り合った相手に、だまされたり脅されたりして、自分の裸や下着姿の写真を撮ってメールなどで送信させられる『自撮り被害』にあう児童が全国的に増加しています。

愛媛県では、このような被害を防止するため、愛媛県青少年保護条例を改正し、平成31年4月1日からは**自撮りを要求する行為自体が禁止**され、更にだますなど不当な方法によって要求した場合は**罰則**もあります!!



情報モラル映像教材



愛媛県警察本部人身安全対策・少年課は、インターネットの利用をきっかけとした少年非行や犯罪被害、トラブルなどを防止するため、県内や他県で実際に発生した事件や事例をもとに、再現ドラマ形式の『情報モラル映像教材』を制作しています!!

※教材は「初級編(小・中学生向け)」「中級編(中・高校生向け)」各4事例の全8種類があります。

【初級編(小・中学生向け)】

- ① 動画投稿をきっかけとした個人情報流出
- ② ネット上での悪口被害
- ③ 不正アクセスによるゲームの乗っ取り
- ④ 児童ポルノ(自撮り)被害



【中級編(中・高校生向け)】

- ① 不適切な動画投稿(バイトテロ)
- ② ネット上での誹謗中傷
- ③ 不正アクセスによるゲームの乗っ取り
- ④ 児童ポルノ(自撮り・拡散)被害

▼映像教材は愛媛県警ホームページ又はYou Tubeの「愛媛県警察公式チャンネル」から見ることができます▼

愛媛県警ホームページ <https://www.police.pref.ehime.jp>

愛媛県警

検索



フィルタリングはしていますか?

携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーの中には、無線LAN(Wi-Fi)でインターネットに接続可能なものがあります。駅やコンビニエンスストア等の無線LAN(Wi-Fi)が設置されている場所では、ゲーム機等もインターネットにつながります。このような機器にもフィルタリングを設定し、保護者がきちんと管理しましょう。

